

アパート・マンションのごみステーション新規設置の流れ

岡崎市では、アパート・マンション建築、または宅地造成に伴うごみステーションの設置に関し、戸数による設置要件、設置基準等を設けています。

ごみステーションの管理は町内会にお願いしており、ごみステーションの設置には、町総代との協議が必要です。

1. 設置要件の確認

※ ごみステーションには、「可燃ごみステーション」、「不燃ごみステーション」、「リサイクルステーション」があり、それぞれ設置要件が異なります。

● 可燃ごみステーションを設置する場合

20戸建未満の建築または宅地造成

敷地内にごみステーションを設置せず、町内会が管理するごみステーションへ排出するよう、町総代と協議を行ってください。

20戸建以上の建築または宅地造成

敷地内にごみステーションを設置してください。

※ 町総代と協議を行い、町内会が管理するごみステーションに排出できる場合はこの限りではありません。

● 不燃ごみステーションを設置する場合

可燃ごみステーションと同様です。

● リサイクルステーションを設置する場合

100戸建未満の建築または宅地造成

敷地内にごみステーションを設置せず、町内会が管理するごみステーションへ排出するよう、町総代と協議を行ってください。

100戸建以上の建築または宅地造成

敷地内にごみステーションを設置してください。

※ 町総代と協議を行い、町内会が管理するごみステーションに排出できる場合はこの限りではありません。

2. ごみステーション設置協議届出書の提出

町総代と協議した内容を記載いただき、ごみ対策課(リサイクルプラザ管理棟3階)までご提出ください。

「ごみステーション設置協議届出書」の提出後、ごみ収集車で設置予定地及び道路状況等の現地確認のうえ、ごみステーション設置の可否について連絡させていただきます。

※ 場合によって、ごみステーションの設置位置や形状の変更をお願いすることがあります。

3. ごみステーション管理者報告書の提出

- ・ ごみステーションの使用開始前にご提出ください。
- ・ 提出時に、ごみ収集開始日の協議を行います。
- ・ 管理者を変更する場合は、その都度「ごみステーション管理者(変更)報告書」をご提出ください。